

(参考)

主な改正の概要（令和7年4月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 84.11 項	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	第 84.11 項にはターボシャフトエンジンを含むこと、また、同項のターボシャフトエンジンがヘリコプターに使用されることを明確化。
第 87.16 項	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両の部分品	第 87.16 項に含まれる車輪及びその部分品の材質への言及を削除。
第 95.03 項	玩具	第 95.03 項に含まれる電気アイロン、ミシン、楽器等を再現した玩具の特徴を明確化。

(参考)

主な改正の概要（令和7年4月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS番号	品目	概要
第 1302.19 号	大麻のエキス	カンナビジオール、カンナビノール、カンナビゲロール及び微量のデルタ-9-テトラヒドロカンナビノールから成る物品について、医薬品ではなく、植物性のエキスとして第 1302.19 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1704.90 号	セサミバー	ごま 49%、グルコースシロップ 32.3%、砂糖 18.7% から成る物品について、ごまの調製品ではなく、砂糖菓子として第 1704.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1704.90 号	キャラメルポップコーン	膨らませたとうもろこしの粒をキャラメル層で覆った物品について、穀物を膨張させた調製食料品ではなく、砂糖菓子として第 1704.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2005.99 号	ザーサイ	塩水漬けしたザーサイを刻み、真空包装後煮沸し、小売用にした物品について、一時的な保存に適する処理をした野菜ではなく、野菜の調製品として第 2005.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2008.19 号	テンペ	さやのない大豆を煮てクモノスカビ属の種菌で固体発酵させた白色のケーキ状の物品について、大豆の調製品として第 2008.19 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2106.90 号	カンナビジオールを含有する物品	CBD ヘンプエキス、ヘンプシードオイル及びミントフレーバーから成る油状の溶液で、微量のデルタ-9-テトラヒドロカンナビノールを含む物品について、調製食料品として第 2106.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 6102.30 号	男女兼用の上着	編物、プラスチックシート及びパイル編物から成る積層生地をパイル編物の面が内側になるように使用した衣類について、パイル編物から成る女子用の上着として第 6102.30 号に分類（通則 1（第 60 類注 1（c）、第 61 類注 9）及び 6）。
第 7007.11 号	自動車のデジタル計器盤用ディスプレイカバーガラス	自動車のデジタル計器盤用に切断し、強化した後、コーティングしたガラスについて、車両用に適する寸法及び形状の強化ガラスとして第 7007.11 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8424.89 号	スプレーディスペンサー	容器に取り付けて多目的に使用されるスプレーディスペンサーについて、化粧用噴霧器ではなく、噴霧用の機器として第 8424.89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8479.89 号	自動回収機	投入された空の飲料容器を分別、圧縮及び貯蔵ユニットに送るとともに、容器の数に応じて顧客への報酬又は払戻額を計算して領収書を発行する物品について、その

(参考)

主な改正の概要（令和7年4月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		他の機械類として第 8479. 89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8479. 89 号	自動回収機用の分別、圧縮、貯蔵ユニット	自動回収機から受け取った空の飲料容器を分別し、必要に応じて圧縮する工程を経て、収納区画へ運び貯蔵するためのユニットで、自動回収機に接続して使用される物品について、その他の機械類として第 8479. 89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8479. 89 号	認識、分別、圧縮、貯蔵ユニットを組み込んだ自動回収機	空の飲料容器を受け取り、認識、分別、圧縮、貯蔵するよう設計され、容器の数に応じて顧客への報酬又は払戻額を計算して領収書を発行する物品について、その他の機械類として第 8479. 89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8528. 59 号	フィットネスマニア	タッチスクリーンディスプレイから成り、インターネットからダウンロードした動画を表示し、表示していないときは鏡として使用でき、さらに Bluetooth® でスマートフォン等と接続することができる物品について、通信機器ではなく、その他のモニターとして第 8528. 59 号に分類（通則 1、3 (b) 及び 6）。
第 8543. 70 号	無線周波 (RF) 発生器	特定の種類の半導体プラズマエッティング装置とともに使用するように設計されている物品について、半導体デバイスの製造用機器ではなく、その他の電気機器の部分品として第 8543. 70 号に分類（通則 1（第 16 部注 2 (a)）及び 6）。
第 8543. 70 号	無線周波 (RF) マッチングネットワーク	特定の種類の半導体（プラズマ）エッティング装置に取り付け、それとともに使用するように設計されている物品について、半導体デバイスの製造用機器ではなく、その他の電気機器の部分品として第 8543. 70 号に分類（通則 1（第 16 部注 2 (a)）及び 6）。
第 9503. 00 号	子供用電動スクーター	2つの後輪ドライブトレイン、鉄製のフレーム、プラットホーム、フォームグリップ及び充電式バッテリーを備えた物品について、モーターサイクルではなく、車輪付き玩具として第 9503. 00 号に分類（通則 1）。
第 9505. 10 号	星の形をしたクリスマス用品	シナモンスティック、松ぼっくり、天使の形をしたシート、プラスチック製の枝及びベリー等により装飾された星形の物品について、クリスマス用品として第 9505. 10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9505. 10 号	木製のクリスマス用品	家を模したものにサンタクロースの帽子をかぶった雪だるま及びもみの木が描かれ、その下に2つの松ぼっくりがひもでつるされている物品について、クリスマス用品として第 9505. 10 号に分類（通則 1 及び 6）。